

令和 6 年 8 月 20 日
消費者庁表示対策課

繊維製品品質表示規程の一部を改正する告示案に関する
意見募集の結果について

消費者庁では、家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた繊維製品品質表示規程（平成 29 年消費者庁告示第 4 号）の一部を改正する告示案について、広く国民の皆様に御意見を募集いたしました。

提出された御意見について、以下のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

- 1 意見募集期間：令和 6 年 6 月 6 日（木）から同年 7 月 8 日（月）まで
- 2 意見提出方法：郵送、電子メール、インターネット（電子政府の総合窓口〔e-Gov〕意見提出フォーム）等
- 3 意見総数：7 件（このほか、今回の意見募集とは直接関係しない御意見 2 件）
- 4 御意見の概要及び当該御意見に対する消費者庁の考え方：別紙のとおり

家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程の一部を改正する告示案に関する御意見の概要及び当該御意見に対する考え方

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
繊維製品品質表示規程の一部を改正する告示案		
経過措置等について		
1	<p>経過措置1年による新規生産分への新表示対応は可能と考えます。ただし、旧品の経過措置後の出荷分（メーカー在庫及び店頭返品再生分など）への対応は労力的にもコスト的にも非常に困難です。今回の改正内容は、旧表示のままでも一般消費者に混乱をきたすのでは無いと思いますし、微妙なマークの変更のために前述した労力とコストをメーカーに強いるのはいかがかと考えます。</p> <p>流通在庫への対応と同様にするか、メーカー出荷分の経過措置期間延長など、再検討を強く望みます。</p>	<p>事業者への周知及び事業者による表示の切替えの準備のため1年間の経過措置を設けたものであり、この経過措置期間を活用して、表示の切替えを進めていただきたいと考えています。</p> <p>なお、経過措置期間内に現行JISの表示を行った商品については、経過措置期間以降もそのままの表示で差し支えありません。</p>
2	<p>施行後の準備期間が令和7年8月19日までというのは期間が短すぎるのではないかと思います。</p> <p>冬の期間しか販売できない商品などもあり、その場合今冬向けの製品は生産がすでに進行していることが多いと考えられ、今冬売れ残ってしまうと来冬販売できないのは余りにリスクが高すぎます。せめてもう半年？1年の猶予が必要かと思えます。</p>	上記のとおりです。
3	経過措置期間中に製造され、経過措置期間終了後に表示者が在庫する商品の継続販売を認めるよう強く求めます。	上記のとおりです。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>1：アパレル・寝装品は製造のリードタイムが長く、2024年秋冬用商品は既に現行の表示で生産・備蓄を開始しております。</p> <p>2：アパレル・寝装品の多くは季節性が強く、例年秋冬商品の一定数は翌年のシーズンに持ち越しての販売が不可避です。2025年8月の経過措置期間の終了後、表示者から旧表示製品が販売（出荷）されてはならないとすれば相当数の商品が表示付け替えの対象となり、その経費を勘案した場合には商品廃棄の選択肢もあり得ます。</p> <p>3：輸入品の多い繊維製品業界の昨今の円安による経営圧迫に追い打ちをかける、或いは大量の資源廃棄を誘発するような今回の措置は承服できません。しかもその表示の変更内容も消費者に誤認を与えたり消費者が不利益を被る事例も考えにくい軽微なものであり、改正後の継続販売を容認すべきものと思慮いたします。</p>	
4	<p>●先月開催された今次告示改正に係る業界説明会では、1年間の経過措置期間を超えて旧表示製品の販売（出荷）を制限する旨の説明があった。</p> <p>●他方、平成29年告示改正時に、弊協会会員企業が消費者庁表示対策課に経過措置の解釈につき問い合わせたところ以下の回答を得た。</p> <p>1. 国内生産（国内工場製造）のものは”2018年3月31日</p>	上記のとおりです。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>までに品質表示を行なったもの。” 即ち製造が完了したものの。</p> <p>2. 海外生産（海外工場製造）のものは” 2018年3月31日までに国内に輸入したものの。” 即ち通関等の諸手続きが完了し、国内にある状態。</p> <p>● スポーツ用の繊維製品は、商品サイクルが長い、所謂「継続品番」が多く、今年生産した商品は経過措置期間終了後も出荷することになる。特に、学校に納品する製品については、製造業者又は中間卸業者において、大量の在庫管理を行う「在庫備蓄型」の商品流通が一般的である。仮に経過措置について、今次説明会どおりの運用が行われる場合、経過期間中に全ての在庫を回収し表示の付け替えを行う必要があるが、商品の流通量・在庫量に鑑みてもそれは極めて困難。</p> <p>● 平成29年告示改正における経過措置の解釈は、スポーツ用品を含むアパレル業界の商品流通実態を十分に理解した解釈である。同様の経過措置規定が置かれている今次改正においても同様の解釈が行われるべきであり、経過措置が「販売（出荷）」ではなく「製造・輸入」に係るものであることを強く要望する。</p>	
5	<p>スポーツ用品を製造、販売する立場として、告示案へのご意見を申し上げます。</p>	<p>上記のとおりです。</p>

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>告示案、附則における経過措置の「令和七年八月十九日までの間に繊維製品の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。」の具体的な解釈は、下記の通りとしていただきたい。</p> <p>1. 国内生産（国内工場製造）のものは”令和七年八月十九日までに品質表示を行なったもの。”即ち製造が完了したものの。</p> <p>2. 海外生産（海外工場製造）のものは”令和七年八月十九日までに国内に輸入したものの。”即ち通関等の諸手続きが完了し、国内にある状態。</p> <p>【理由】</p> <p>製造および販売者としては、継続品番が多く、在庫対応に混乱を起こしかかぬない。特にスポーツ業界特有のチーム継続商品の納品など在庫備蓄型の商流などの場合は、対応が困難であるため。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>	
6	<p>経過処置期間で令和7年8月19日までの間に繊維製品の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。とのことですが、施行前の絵表示（JIS L 0001：2014年版）で表示を作成した場合、</p> <p>1. 経過措置期間中に生産・出荷はしたが店頭への投入が令和7年8月20日以降になってしまう</p>	上記のとおりです。

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
	<p>2. 製品を令和7年の春に生産し販売したが、在庫が残ってしまい倉庫に保管後、令和7年秋（経過処置期間後）に再度販売する</p> <p>このような場合は、施行後も施行前の表示のまま販売は可能でしょうか。</p>	
その他の御意見		
7	<p>本改正案によれば、経過措置期間中においては、新旧の表示が混在することになるが、特にアイコンが同じであるアイロンの表示について、消費者は、手にとった衣類の表示が新旧いずれであるかについて、確認する方法はあるのか？</p> <p>ないのであれば、アイロンの表示に関する認識の誤りにより、衣類を傷つけてしまうおそれがあるのではないかと？</p>	<p>家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）第3条第1項の規定に基づき定められた繊維製品品質表示規程（平成29年消費者庁告示第4号）では、表示についての責任を明らかにするため、表示者名及び連絡先について、繊維製品への縫い付けなどにより表示が義務付けられていますので、表示者に問合せをすることができます。</p>